

令和2年 9月定例会議 振り返り事項 総務経済

1 自らが所属する常任委員会で追跡調査すべきと考える政策・事務事業等

(1) 一般質問から

- ビッグデータを活用しての財政分析は、今後の行財政運営に必要不可欠と思われる。議会としても、これらのデータを活用しながら、最適な行政経営の道筋を議論していくことが望ましいのではないかと。
新型コロナウイルス感染症は社会経済に甚大な影響を及ぼしている。来年度予算では歳入の減少が予測されており、事業も取舍選択しなければならないだろう。行政には数字だけで語ることはできない事業もあるが、リーサスのデータは事業の費用対効果を知ることができる。議決をするためのひとつの情報として捉え、全議員で共有する場（例えば研修会など）があると良い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止策による社会経済への甚大な影響は、現在でも続いている。国は、第2次補正予算などにより対策としているが、終わりの見えない状況の中では、今後の地方自治体への財政支援は、減少傾向が現れる。町において多くの財政支出を抱えながらの予算編成は厳しい状況になる。また、所得の減少などによる税収が落ち込むことが現れると予測される。以上の事から、「ウイズコロナ」という新たな観点を考えながらの第5期総合計画の事業計画および次年度予算案については、追跡調査すべきと考えます。
令和元年度決算では経常収支比率が87%となり、財政の硬直化が進んでいる。庁舎の返済もあり、ここ2～3年は緊縮財政にならざるを得ない。事業の必要性和財政見通しを確認し、必要な事業には予算をつける。所管委員会と担当課との情報共有を日頃から行い、議会の意思が反映できる調査を工夫すべきである。
- 今年度はシティプロモーションの計画を策定することなので、民間事業者とどのような連携事業を進めていく考えなのか、確認すべきである。
5月の主要事業の調査を行っているが具体的な事業計画がみえない。その後の進捗状況について調査する。
- 新年度予算編成にあたっては廃止する事業も出てくると思われる。町の方向は理解しつつも財政的な視点だけでなく事業廃止によって町民の利益は損なうことはないのか、確認し進めていきたい。
上2つの内容と同じ取扱いとする。

(2) 質疑（討論）等から

- 財政の硬直化が進み、大きな投資を抑えるとの答弁があったが、必要な箇所にはやはり投資していく必要はあると考える。投資を抑える工夫として、コストの抑制につながる民間活用や歳入の増大に向けた投資のありかたを今まで以上に検討していく必要があるのではないかと。
上2つの内容と同じ取扱いとする。
- エンガワ、コロポックル、まちの駅はいずれも中心市街地活性化を目指すものである。重複しているものや当初の設置目的を拡大解釈した使い方をしているエンガワは廃止すべき。決算審査を終え、町は機能整理をするのでどのように整理したのか調

査すべきである。

委員会として調査する。

- 新嵐山スカイパークの圧雪車、降雪機をそれぞれ数台所有しているが、更新計画がどのようになっているのか確認しておきたい。

更新計画ではなく車両の管理をどのように行っているのか、調査する。

今年度の除雪計画に併せて除雪車の管理についても調査することとする。

2 他の常任委員会に追跡調査を依頼したい政策・事務事業等

(1) 一般質問から

- 地域包括支援センターの民間委託について

すべての民間委託に反対するものではないが、民間委託にすることの懸念を払拭できるよう継続して調査を進めていただきたい。

(2) 質疑（討論）等から

3 議会運営全般に関する検討（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの）

なし

4 その他（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの、審議方法などで分らなかった点など）

- 一般質問の際、質問内容をより明確にわかりやすく、できるだけ短い説明で質問できるように心がけたほうが、聞いている町民もわかりやすいのではないかと。

端的に質問をすることを心がける。

- 決算審査では議員の発言取り消しがあった。不穏当発言、不規則発言について確認したい。また質疑において行政へのお願いは厳に慎むべきである。以下根拠法で確認する。

【地方自治法第132条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

【法の趣旨は...】

本会議や委員会は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、個人の問題を議論すべきではない。議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許されず、また公の問題を論じていてもその発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言すべきではない。

質疑は議員が行政にお願いする場ではないことも含めて全議員で今一度確認したい。

厚生文教常任委員会 9月定例会議 振り返り事項

1 自らが所属する常任委員会で追跡調査すべきと考える政策・事務事業等
<p>(1) 一般質問から 中田議員「心のバリアフリー」から 6月定例会議の振り返り事項で「手話言語条例」について調査研究に取り組むことが決定しているが、その前提にあるのは、様々な障がいを持ち日常生活に困り感を抱いている方々への理解だと考える。これからの取り組みの中では、障がいへの理解を深める取り組みについても調査の論点としたい。</p>
<p>(2) 質疑（討論）等から ・ 予算決算特別委員会 「地域防災対策事業」から 役場内に手話ができる職員は現状一人のみ。 日常の買い物などの軽微なコミュニケーションから災害時や病院受診時、また救急搬送時など命に関わるような重大な場面で、障がいを持つ方々がコミュニケーションに困らないような配慮や工夫について、今後手話言語条例についての取り組みの中で検討していきたい。 ・ 「障害者就労支援事業」から 国からの地方創生推進交付金が終了後、次年度以降の取り組みについては担当課の意向を確認していく必要がある。現状、町内で就労している障がい者の方々の困りごと解決に向け、どの程度課題の共有がなされ、解決に向けて取り組みがなされているのかなど、確認していく必要がある。</p>
2 他の常任委員会に追跡調査を依頼したい政策・事務事業等
<p>(1) 一般質問から 黒田議員「シティプロモーションにおける官民連携」から 町は民間活用計画にあるように、今後さらに民間活力の活用事業が増えてくると考える。議会内での理解促進のために、議会サポーターの若生幸也氏を講師に迎え、民間シンクタンクの専門的知見による全議員向けの研修の場を持つてはどうか。指定管理のあり方なども含め、今後の展望について知見を深めたい。</p>
<p>(2) 質疑（討論）等から なし</p>
3 議会運営全般に関する検討（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの）
なし

4 その他（定例会議を通じて、改善に向けて取り上げるべきもの、審議方法などで分からなかった点など）

定例会議（一般質問）・予算決算特別委員会等での発言等について

○議員必携に記載の「一般質問」中、(3) 質問の要領には、【また、「質問」であるからあくまで質問に徹すべきで、要望やお願いや御礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものである。】極めて不適切な表現であるから、十分注意して臨むべきである。とあります。「お願い」「提案」というようなワードの発言が何回かあったように思いますのでこのことが常にならないように全員で確認しては。

○会議条例 第6章 発言 51条・52条には発言台を使用しての発言までの一連の流れが記載されています。再度、全員で確認しては。（一般質問・委員長報告等）

○会議条例等運用規則 第19条 質疑にあたっては一問一答方式により行う。

○議会基本条例 第11条2 議員と町長等の質疑応答は、広く政策上の論点・争点を明確にするため、一問一答方式で行います。

とありますが特別委員会や議案の審議でも一問一答とは言えないような質疑が気になってきた。再度、全員で確認しては。

○折角発言するのだから、ルールに沿って発言しましょう。